

令和6年7月26日

保守契約更新対象の会員各位

昭和青色申告会

名古屋市瑞穂区中山町1-10

電話(052)852-4747

FAX(052)852-4755

<https://member.aosin.nagoya>

会計ソフト「ブルーリターン A」保守契約更新料のご請求について

謹啓

猛暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

株式会社ゼンアオイロからの案内の通り、令和7年以降もブルーリターン A をご利用いただくには保守契約の更新が必要になります。

次のいずれかを選んでご対応をお願いいたします。

振込、支払いまたは更新しない旨の連絡期限 **令和6年9月13日（金）**

ご不明な点がございましたら昭和青色申告会 担当：井上宛にご連絡ください。

謹白

更新する方(令和7年以降もブルーリターン A をご利用いただく方)

下記の口座へお振込みいただくか、昭和青色申告会の窓口でお支払いください。

岡崎信用金庫 滝子支店 普通預金 0294350

昭和青色申告会 請負業 会長 前川君憲

金額 9,900 円

口座からの引落はできません。

振込または昭和青色申告会の窓口でお支払いください。

更新しない方(令和6年でブルーリターン A のご利用をやめる方)

当方での手続きが必要になりますので必ず期限までにご連絡ください。

ご連絡がない場合、令和6年分の確定申告書をブルーリターン A で作成できません。

電話 052-852-4747 昭和青色申告会 担当：井上

令和6年7月26日

保守契約更新対象の会員各位

株式会社ゼンアオイロ

会計ソフト「ブルーリターンA」保守契約更新のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素よりブルーリターンAをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

貴殿と締結しております保守契約にもとづき、毎年の税制改正への対応や機能性の向上をはかったバージョンアップ版ソフトを提供してまいりましたが、当該保守契約が令和6年12月31日をもって満了となります。

つきましては、ブルーリターンAを引き続きご利用いただきたく、下記のとおり保守契約の更新をお願い申し上げます。

契約更新にあたりましては、保守契約書に同意いただいたうえで、令和6年9月13日までに3年分の保守契約料をご所属の青色申告会を通じてお支払いください。 謹白

記

【保守契約更新手続き】

現在の保守契約期間	令和6(2024)年12月31日まで
新たな保守契約期間	令和7(2025)年1月1日から令和9(2027)年12月31日の3年間
保守契約料	9,900円(消費税等込)
更新方法	上記保守契約料を令和6年9月13日までに、ご所属の青色申告会を通じてお支払いください ※保守契約料のご入金をもって契約更新となります
支払方法	ご所属の青色申告会にお問い合わせください
契約当事者	株式会社ゼンアオイロと各会員間で締結
契約内容	保守契約書をご確認ください

【ソフト画面上の保守契約期限の表示について】

インターネット環境でブルーリターンAをご利用の場合、ブルーリターンAスタートメニュー上に「保守契約期限」が表示されます。

事務処理の都合上、ソフト画面上の保守契約期限の更新は、おおむね10月中を予定しています(早期に更新される場合もあります)。あらかじめご了承ください。

○保守契約の更新手続きに際し、貴殿からお預かりした個人情報については、ご本人の承諾なく第三者に提供することはいたしません。ただし、依頼された手続きの実行・問い合わせならびに登録情報を最新に保つ目的および資料発送など正当な利用目的の範囲内において、守秘義務を負う業務委託先に個人情報を委託することがあります。

○保守契約の中途解約(「ブルーリターンA」使用中)の場合も、中途解約の旨をご所属の青色申告会にご連絡ください。また、保守契約終了・中途解約後に再度「ブルーリターンA」の利用を再開する場合は、新たにご購入いただくこととなりますのでご注意ください。

【参考】

バージョンアップで進化を続けるブルーリターンA

ブルーリターンAは税制改正への対応をはじめ、新機能の搭載や機能拡張をおこなったバージョンアップ版ソフトを毎年提供しています。ブルーリターンAスタートメニューは、インターネット環境でご利用いただくことにより、ディスクより早期にかんたんにバージョンアップ版ソフトをご利用いただけます。

本年1月のバージョンアップでは、様々な税制改正に対応し、青色申告決算書ならびに所得税・消費税確定申告書の新様式を装備しました。また、インボイス制度に対応した記帳機能や申告機能等の改修も行いました。ブルーリターンAは、みなさまにいつそう快適にご利用いただけるよう、引き続き機能改善等に取り組んでまいります。

《近年の主な拡張機能》

提供プログラム	主な機能拡張
ブルーリターンA2022	<ul style="list-style-type: none">・税制改正に伴う決算書・申告書の様式変更・ミドルウェア、データベースの更新・優良な電子帳簿保存法への対応、届出書の新様式の格納・ソフト起動時やデータ復元時等の表示画面の改善
ブルーリターンA2023	<ul style="list-style-type: none">・税制改正に伴う決算書・申告書の様式変更・インボイス制度に対応した記帳機能を追加
ブルーリターンA2024	<ul style="list-style-type: none">・税制改正に伴う決算書・申告書の様式変更・インボイス制度に対応した記帳機能の改修・インボイス制度に対応した決算・確定申告機能を追加

《青色申告特別控除 65 万円の適用について》

電子帳簿保存法の改正により、青色申告特別控除 65 万円の適用を受けるには「優良な電子帳簿保存」または「イータックスによる電子申告」が必要となりました。

ブルーリターンAは、イータックス送信機能を備えており、また優良な電子帳簿保存にも対応した会計ソフトです。届出書を税務署へ提出することにより、優良な電子帳簿保存による「青色申告特別控除 65 万円の適用」および「過少申告加算税の軽減特例」を受けることができます。

※届出書はブルーリターンAメインメニューの「ヘルプ」に格納されています。



◆ブルーリターンA操作解説動画の紹介

公式ホームページでは、ソフトの操作を動画でわかりやすく解説しています。
[スマートフォンから解説動画へのアクセスはこちら](#)



保守契約書

株式会社ゼンアオイロ（以下「弊社」）は、会計ソフト「ブルーリターンA」の保守契約を締結していただいた青色申告会会員（以下「お客様」）に対して、弊社が適切と認める保守サービスを行います。

この保守契約に基づくすべての便益は、弊社とお客様との間で締結された本契約が継続していることを条件にご利用できます。

（1）契約の期間

本契約は、お客様が本ソフトウェアの保守契約締結の意思を示し、弊社が所定の保守料金を受領した時点で発効します。初回の契約期間は契約締結日の翌年1月1日から3年間有効です。

（2）この契約でカバーされない保守

弊社は、次の保守は行いません。

1. 現行の最新バージョンでない本ソフトウェアの保守
2. ご案内した内容と異なる手順でインストールされた場合の本ソフトウェアの保守
3. ハードウェア不備による本ソフトウェアの保守
4. 契約で認められていないコンピュータ上で稼働した本ソフトウェアの保守
5. ソフトパッケージ（バージョンアップ版においてはインストール手順書及びインストール時の使用許諾契約）に記載している動作保証環境が整備されていないコンピュータ上で稼働した本ソフトウェアの保守

（3）バージョンアップ版の提供

本契約期間中に更新版や機能強化版を供給しうる状況になったときは、それらをお客様に供給（バージョンアップ：年1回）いたします（以下「バージョンアップ版」という）。バージョンアップ版の税制改正対応範囲、提供時期、機能拡張、仕様の内容は弊社が定めます。

（4）動作保証

本ソフトウェアは、マイクロソフト社が動作保証し、かつ、サポートを行っているOSのうち、一定のサービスパックが適用されているコンピュータでのみ動作します。

マイクロソフト社から新たなOS及びサービスパックが公開された場合は、弊社が本ソフトの動作確認と必要に応じた改修をおこなった後に動作保証対象とします。

OS及びサービスパックによる動作環境の整備はお客様の責任で行っていただく必要があります。

（5）データの保全

お客様は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、弊社はかかるデータの保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(6) お客様の協力

本ソフトウェアがマニュアルに書かれているように機能しない場合、お客様は、弊社のサポートスタッフが、本ソフトウェアの問題点を再現する努力に対して協力することに同意します。

(7) 契約の更新

保守契約を更新する際には、改めて保守契約を締結していただきます。保守料は3年分の一括前払いとなり、契約期間は締結日の翌年1月1日から3年間有効です。

解約、解除またはその他の事由により、本契約期間内に契約を終了した場合であっても、弊社はおお客様に対して何らの支払い及び返金の義務を負いません。

(8) 退会にともなう保守の終了

お客様が所属する青色申告会を退会したときは、本契約は退会日をもって終了し、退会日以後の保守契約の更新は行えないものとします。

退会による保守契約の解約または終了に対し、弊社はおお客様に対して返金の義務を負いません。

(9) 保守契約の再締結

保守契約期間切れ、解約、未払いによる契約キャンセル他、本契約に基づく権利の消滅後に、新たに保守を受けるには、本ソフトウェアの最新バージョンのパッケージをご購入いただきます。

(10) 損害賠償額の予約

弊社はおお客様に、この契約による損害賠償の責任を負う場合であっても、賠償額の上限は、その年分の保守料金の額のうち実際にお客様からお受けした額とし、それ以上の賠償は理由の如何を問わず行いません。

(11) 保守契約の譲渡

お客様は、一般社団法人 全国青色申告会総連合傘下の青色申告会会員に限り、この契約により保守を受ける権利を恒久的に譲渡することができます。ただしその場合、本製品の一切を譲渡し、かつ譲受人が本契約書の条項に同意することを条件とします。

適用日：令和7年1月1日
株式会社ゼンアオイロ